

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 一般的に1Fの共通分電盤から電気を充電器に供給するが、この共通分電盤に設置する充電施設用のブレーカーや分岐線は建物の着工と共に施工を始めます。これは、着工に当たりますか。 | 交付決定通知前に当該工事を始めた場合、本来は補助対象である充電施設用のブレーカーや分岐線とその設置工事が補助の対象外となりますのでご注意ください。 |
|---|---|---|

[▲よくあるご質問 \(FAQ\) 一覧へ戻る](#)

4. 充電器

- | No. | 問合せ例 | 回答 |
|-----------|--------------------------|---|
| 4-1. 補助対象 | | |
| 1 | 市販されているすべての充電器が補助の対象ですか。 | センターが承認した充電器が補助の対象となります。センターのHPでご確認ください。
【 http://cev-pc.or.jp/hojo/pdf/hojo_hosei_jougen_meigara.pdf 】 |
| 4-2. その他 | | |
| 1 | 納品書は、メーカー発行の納品書に限られますか。 | メーカー発行の納品書に限定はしていません。ただし、新品である旨の記載、納品の日付、型式、製造番号の記載が必要です。 |

[▲よくあるご質問 \(FAQ\) 一覧へ戻る](#)

5. 設置後の運用

- | No. | 問合せ例 | 回答 |
|-----------|--------------------------|---|
| 5-1. 計画変更 | | |
| 1 | 交付決定後に申請を取下げすることは可能ですか。 | 交付決定通知を受けた日から起算して7日以内に、「補助金交付申請取下書（様式14）」を提出することにより、取下げをすることは可能です。
【「申請の手引き」49頁 1参照】 |
| 2 | 申請後の機器の変更、工事内容の変更は可能ですか。 | （交付決定通知を受ける前の場合）
個別に相談ください。細微な変更であれば捺印等で対応しますが、大幅な変更は申請の取下げを勧告する場合があります。
（交付決定通知を受けた後の場合）
個別に相談ください。変更の内容により、提出書類が異なります。
【「申請の手引き」49頁 1及び2参照】 |

5-2. 財産処分

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 補助金により取得した充電設備を「充電インフラ会社」等へ貸し付け、充電設備利用に対して課金を行いたいと考えていますが、可能ですか。 | 補助金によりした充電設備を、設置日から8年以内に処分（補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄または担保に供すること）しようとする場合は、事前に「財産処分承認申請書（様式22）」の提出が必要です。また、処分の事由、目的によっては補助金の返納が必要となる場合があります。前述のとおり、補助金により取得した充電設備を貸し付ける場合には、事前に「財産処分承認申請書（様式22）」の提出が必要となりますが、以下の要件を満たす場合には、補助金の返納は求めています。
①貸し付け後も、交付規程第17条の規定が有効であることに同意すること。
②処分した相手が又貸しをしないこと。
③充電設備の性能・機能に影響が出る充電設備の改造を行わないこと。
④充電設備の所有権は補助金の交付を受けた者に帰属すること。
【「申請の手引き」14頁 8参照】 |
| 2 | 補助金を利用し設置した充電設備ですが、私自身に責任のないやむをえない事情で本業を廃業することとなり、充電器設置場所の土地所有権（賃借権）を失ったことから、撤去せざるを得ません。この場合、補助金の返納は必要になりますか。 | 本業の廃業により、充電設備設置場所の土地所有権（賃借権）が変わることに伴い充電設備を撤去する場合には、実施細則第11条第2項の「本人の責めに帰さないやむをえない事由によるもの」として、返納は求めません。 |

[▲よくあるご質問 \(FAQ\) 一覧へ戻る](#)

HOME

Back to Top ▲

振興センターについて | 個人情報保護方針について